

## 特集 《日本弁理士会中央知的財産研究所設立 15 周年記念》

## 座談会

# 歴代所長 日本弁理士会中央知的財産研究所を語る

**開催日** 平成 23 年 10 月 17 日

**出席者** [歴代 中央知的財産研究所所長]  
 樺澤 襄 (平成 8 年度～平成 11 年度)  
 稲木 次之 (平成 12 年度～平成 13 年度)  
 木戸 一彦 (平成 14 年度～平成 15 年度)  
 小池 晃 (平成 16 年度～平成 19 年度)  
 木下 實三 (平成 20 年度～平成 21 年度)  
 小森 久夫 (平成 22 年度～平成 23 年度)

(司 会) 中村 仁 [平成 23 年度中央知的財産研究所副所長]  
 (サポート) 安原 正義 [平成 23 年度中央知的財産研究所副所長]  
 田中 米蔵 [広報センター会誌編集部]  
 野崎 俊剛 [広報センター会誌編集部]

## 目次

1. 挨拶
2. 自己紹介
3. 設立の経緯・背景
4. 関西の研究員
5. 研究テーマ
6. 公開フォーラム, 会員向け研究発表会
7. まとめ

**【中村】** それでは座談会を始めさせていただきます。先生方、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

昨年、中央知的財産研究所は 15 周年を迎えたということで、少し時期が遅くなってしまいましたが、15 周年を記念して、本日の座談会を企画させていただきました。その趣旨は、歴代の所長の先生方にお集まりいただき、過去の活動、設立の経緯等からお話を伺って、今後の中央知的財産研究所の活動に役立てていきたいということです。また、会員の周知により役立てばと考えている次第です。

本日、司会を務めさせていただきます、中央知的財産研究所副所長の中村です。よろしくお願いいたします。

あと、中央知的財産研究所からは、もう 1 人、安原

副所長も参加させていただきます。

**【安原】** よろしくお願ひいたします。

## 1. 挨拶

**【中村】** 初めに、現在の所長の小森所長から、一言ごあいさつをいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

**【小森】** 今日の座談会、木の葉が色づくような秋ぐらいいい季節にと思ったのですが、今日の東京は大変暑い日でございます、こんな暑い日に来ていただきまして、ほんとうにありがとうございます。



今、司会からお話がありましたように、今日の座談会は、先生方の過去のお話やご意見等を伺った上で、今後の中央知的財産研究所を展望できたらなと思っ、開催させていただきました。

まず、私から、先生方の共通の認識と思われる、当中央知的財産研究所の特徴について、若干お話しさせていただきます。第 1 の特徴は、当中央知的財産研究所は、実務家と学者による研究が、これまで長期にわたって継続的に行われている、日本で唯一の組織であると思っております。つまり実務家におきましては、実務的アプローチの研究を理論面で深化させることができますし、学者におきましては、理論的な研究に実務的な見地を反映させることができるという、そういうことが出来る組織ではないかと思ひます。

そして、それらが一体となって、全体として実務家にとっても有用な研究成果を期待できますし、また研究の進展も期待できるんじゃないかと思っております。

さらに、これはこれまで話がなかったかもわかりませんが、研究に参加できる会員を増やすことができていると思っております。その結果、アカデミックな会員を増やすことができますし、弁理士会の研究

レベルのボトムアップにも貢献できてくるのではないかと考えております。

中央知的財産研究所が設立され、研究活動を続けてきた結果、昨年15周年を迎えました。相当の期間の研究を続けてきましたので、このあたりで、これまでの活動について検証して、今後を展望したほうがいいのではないかと考えました。本当は、学者の先生、貢献いただいた先生をお迎えしまして、何かやればいいのかなと思ったんですが、幾つかの問題もございましたので、今回は歴代所長の先生方をお迎えしての座談会とさせていただきます。

また、この座談会につきましては、会員への広報ということにおいても、効果的であると思っています。そういうわけでございますので、各先生のお知恵をいただきまして、今後の会員にとって役立つ中央知的財産研究所になればと願っています。どうぞよろしくお願いいたします。

**【中村】** 小森所長、ありがとうございました。

それでは、歴代所長の先生方に自己紹介を兼ねて、一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。初代所長の樺澤襄先生からよろしくお願いいたします。

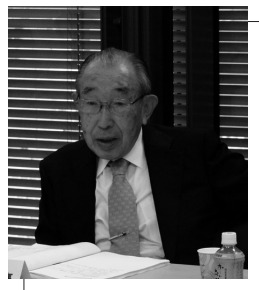
## 2. 自己紹介

**【樺澤】** 最初の設立から見まして、海のものとも山のものともわからなかったのですが、一応設立に関与した者として、また、立ち上げに関与した者として、今日のような研究成果を上げたことを歴代の所長さんをはじめ運営委員の皆様方、また研究員の皆様方に厚く御礼を申し上げたいと思います。

**【中村】** どうもありがとうございます。

それでは、2代目所長の稲木先生よろしくお願いいたします。

**【稲木】** 私が会長の頃、最初の中央知的財産研究所長を樺澤先生にお願いして、それで樺澤先生が4年間つとめていただいた。その後私は2代目になりました。何ていうか、2代目というのは初代がやったことを踏襲していけばいいわけで、わりあいそ



ういう点では楽でございました。3代目の木戸先生に渡すだけの仕事をしたわけでございます。

**【中村】** どうもありがとうございます。

それでは、3代目所長の木戸先生、よろしくお願いいたします。

**【木戸】** 大先輩の1代目、2代目の次でしたので、何とか次の所長に継続できるように、優れた運営委員の助けを借りて努力しました。就任当初に新たな研究課題と研究員を決めまして、それまでの慣例に従って2年単位で月1回の割合で研究会を始めました。しかしながら、研究成果である各研究員の最終報告が翌年度にずれ込んでくるため、就任当初は、前所長時代に終了したいいくつかの研究報告の発刊作業に追われたことを思い出しています。

1年目の後半から、色々な意見が運営委員から出始め、2年目の後半には新機軸のような研究課題も検討し、4代目の所長に引き渡しました。

**【中村】** どうもありがとうございます。

続いて、4代目所長の小池先生、よろしくお願いいたします。

**【小池】** 4代目になると、目標を見失ったり、組織というのは飛散したりするものですが、おかげさまで樺澤創設会長時代のねらいというのか、先ほど座談会が始まる前に少し雑談で申し上げました

ら、今日配られました資料の中に、樺澤先生のところにシンクタンクと書いてあって、やはりそうだったのかと。これは弁理士会のシンクタンクとしての新しい組織なんだということを強く感じました。

これはいろんな意味で、私は4代目ということで、稲木先生が脂を乗せていただいて、それで木戸先生の段階では、運営委員もフルに活用して、非常に活発に動き始めたということで、私はそういう動きの中で、やはり根本のシンクタンクという性格をどういうふうにしていくべきなのかということ暗黙の中で、それなりに頑張っておりました。

幸い、当時組織としては、所長のほかに副所長がいて、実質上運営委員の方々が、非常に各研究部会をま



とめ上げて、たしか研究部会ごとに各運営委員は担当部会には必ず出席されていたんじゃないかなと記憶しております。

そういった中で、もう1つ私の、あえて何を感じたかということをおいいますと、弁理士会は非常に長い歴史を持って今日に至っているわけですが、樺澤先生の代、稲木先生の代等を通じまして、日本弁理士会というもの、当時は弁理士会といったんでしょうかね、弁理士会が、必ずしも内向きじゃなくて、対外的に外を向いた活動というものも徐々に必要なんだという動きがはじめていたときじゃないかなと思うんです。ですから、知的財産戦略会議なんか少し前にスタートしまして、弁理士会が日本弁理士会という名前になったり、そういう他団体との交流が非常に活発になってきた時期じゃなかったかなと思うんです。

そういう動きの中で、まさにシンクタンクというにふさわしい、こういう研究を中心にした活動を行う、しかも構成員は内部にとらわれないで、外部の学者であるとか、弁護士さんであるとか、外の専門家を招聘しまして、さらに内部研究員として弁理士会会員の中から意欲のある研究者に参加していただくという形で動き出したので、この組織というのは将来どうなるんだろう、どんなに発展するんだろうというような楽しみも感じながら、従来とは色彩の変わった新しい組織がいよいよ発足するんだなということをしみじみ感じながら、なかなか具体的な目標というのはつかみにくい、そういう模索を続けながら、つとめさせていただきました。

たしか私は、手元の資料にも出ているんですけども、4年間つとめさせていただきました。4年間というのは、なぜそんなに長い期間つとめさせていただくことができたかということ、初代、2代、3代目の所長さんと、運営委員の主流メンバーがずっと継続してやってくれました。そういうこともありまして、研究員とのパイプ、それから外部研究員、それから内部研究員とのパイプ、そういったものがある方向で確立しつつあったという状態だったので、私以後に、この所長を引き受けてくださった方は、また新たないろいろご苦労をしながら工夫をしてくださったんじゃないかなと思っております。そんなところが、今、思い出すと、大きな思い出として残っている事項の1つです。

【中村】 どうもありがとうございます。

続いて、第5代所長の木下先生、よろしく申し上げます。

【木下】 私は1期2年しかつとめておりません。私が所長を引き受けるに当たって、中央知的財産研究所のことを全くわからなかったということもありますし、私の仲間で



口の悪いのは、木下は研究とかそういうアカデミックに一番向かないんじゃないかと、そういうのが所長をやっているのかという話も非常に強く言われましたけれども、何とか2年間無事つとめられたのは、いろいろ助けていただいた副所長の先生と運営委員の先生のおかげと思っております。

ところで、私がこの任期2年をやるに当たって、どんなことをまず目指したかということ、1つは研究のための研究ではなくて、弁理士会のためになる研究を少しテーマに入れていきたいというのが1点。それから、先ほど小池先生がおっしゃっていましたが、ベテランの方々が副所長、あるいは運営委員の方で、非常に助かったという話がありましたが、私は逆に、運営委員等が固定されてしまって、なかなかそれ以外の人ができないなということを感じまして、少し語弊があるかもしれませんが、むしろもっと、運営委員会を開かれた委員会にしたいと思いました。ただ、そうはいつでも、外部研究員の先生方との人間関係が非常に重要だということもありますし、また専門性が高いということもありますので、急に新しい人を入れても難しいので、副所長と運営委員のメンバーをまず増やしてもらおうということで、執行役員会にお願いして、そんな方向性をつけました。

それによって、例えば副所長ですが、1つのテーマに従来1名の方が多かったようですが、少なくとも2名の副所長をつけて、ダブルメンバーにすることによって、交代をスムーズにできるようにという仕組みをつくったというのが2番目でございます。

それから3番目、これは多分それ以前からいろいろ言われていたと思うんですが、研究成果を公刊化、公の刊行物にすることを考えました。公刊化しないとなかなか引用文献として引いてもらえないという話がありまして、その話は前からあったようなんですが、たまたま私のときの会長が中島淳先生で、かなり親しく

しているものですから、ざっくばらんにそんなことでやっていただけないかという話をしたところ、その場でオーケーが出ました。以降それに向けて、特許編集委員との協力もしながら、「別冊特許」という形で公刊化できました。これは大きな成果だったと思っています。

そのほか、これも従来の所長さん方のご努力のお陰だと思いますが、いろんな内部ルールが不十分なところがあって、少しずつでも充実して、今もおそらく対応されておられると思いますが、いろんな報酬の規定とかそういうことも含めて、いろんな見直しをやったというところがあるかと思っています。

もう1点、少し長くなって恐縮ですけれども、たしか、平成21年、関西部会の10周年にちょうど当たって、そこへ私も参加させていただきました。関西部会の先生方との交流というのは、地理的な問題もあって、なかなか難しい面もあるんですが、そんなことをきっかけにして、その後も顔を出させていただきました。10周年の席で、長く研究をやっていた先生の方の表彰を行わせていただきました。たしか大瀬戸先生

だったと思うんですが、大変喜んでいただいたというのが非常に印象に残っております。

【中村】 どうもありがとうございます。

それでは第6代の現所長の小森先生、よろしくお願いいたします。

【小森】 今2年目に入っております。今期の中央知的財産研究所としましては、木下先生がおっしゃいましたように、研究のための研究というのではなくて、会員のための研究ということを肝に銘じさせていただいています。

研究テーマとしましては、昨年から利益相反に関するテーマを加えさせて頂き、そのための研究部会を1つ設立させていただきました。

しかし、この利益相反に関するテーマにつきましては、各会員に与える影響が相当大きいということで、慎重論が根強く、部会設置まで副所長の先生には大変苦勞していただきました。そのため、研究部会の第1回目を開催したのは11月という、半年以上おくれたという状況でございました。

しかし、それも何とかクリアしまして、本年度の3



月によく報告がまとまるかなという段階になっております。

それと、残念な話があります。木下先生のと時から検討していただいていた組織についてと報酬についての課題の2点について、今年度も検討したわけですが、報酬に関しましては、研究員の努力に対する適正な報酬を観点に検討していましたが、とりわけ会員に対する報酬については改定が難しい状況になっております。報告書を上げましたけれども、再考を要請されているという状況です。これは、本年度の執行役員会の方針が予算を削減する方向に持っていくということ、および他の委員会との公平性等が原因かと理解しています。

また、組織につきましては、現在、中央知的財産研究所では、運営会議と正副所長会議という2つの会議が動いていますが、正副所長会議で議論したことを運営会議でもう一度繰り返すという無駄な時間が継続していましたので、しかも正副所長会議につきましては、他の附属機関と異なり、規則には明確に規定がなかったため、正副所長会議と運営会議の機能、それらの役割について、規則上明確にすると同時に、運営会議のさらなる活性化を図ろうということで、規則改正案を起案しようとしていました。しかし、これも再考を要請されています。

現在、このような状況でして、中央知的財産研究所の組織・報酬についての我々の考え方と、執行役員会との考えにずれがあるかと思っております。これを何とかしなくてはと思っています。大体そんなところでございます。

**【中村】** どうもありがとうございました。

### 3. 設立の経緯・背景

**【中村】** それでは、少し具体的な話に入っていきます。設立から15年、16年が経過いたしました。若い会員も最近非常に増えてきて、中央知的財産研究所の名称は知っているとか、活動がいま一つよくわからないとか、そもそも何をやる場所かとか、どういうふうにできたのかという、若い会員の中ではまだ理解がされていないのかなと思います。これを機会に、その設立の経緯、目的、背景についてご説明いただきたいと思います。一番詳しい初代所長の樺澤先生にまず口火を切っていただきたいと思います。

**【樺澤】** 今から15年ぐらい前のことですから、記

憶も定かではなくて、しかも、直接関与していたわけではございませんので、一応資料を見てお話しさせていただきます。また、なかなか見つからない資料を、事務局に調査を依頼して整えていただきましたので、その内容でもって、まずご説明、お話をさせていただこうかなと思っております。

実は、平成3年度理事会の瀧野会長の時代でございますが、中央知的財産研究所の設立の構想がございまして、これが平成4年3月の臨時総会で中央知的財産研究所設立検討委員会の設立のご承認をいただいて、設立検討委員会が発足したわけでございます。

そのときの構想といたしましては、諸外国の知的財産権を研究して、その成果を会員に反映させること、そして、我が国の知的財産制度、弁理士制度の発展に寄与するというような構想でございまして、弁理士、国際弁理士の養成機関の設立というのが目的だったと記憶しております。

そこで、引き続き平成4年度になりまして、設立検討委員会でご審議いただいたわけですが、その内容としましては、人材派遣だけでなくして、調査研究とか情報収集、あるいは情報提供、それから海外に人材派遣、あるいは海外から人材の受け入れというようなことをテーマにいろいろご検討いただいていたようでございます。

それで国際的、長期的に弁理士をリードし、バックアップするシンクタンクとしての研究所が必要である。しかも、平成6年度に設立すべきだという答申をいただいたわけでございます。

引き続きまして、平成5年度の理事会におきましても、設立検討委員会でご検討をお願いしたようございまして、その委員会では、会員からヒアリングを行ったと説明されていますが、やはり可及的速やかに、遅くとも平成7年には設立すべきじゃないかという答申をいただきました。

事業計画としては、シンポジウムとかセミナーとか情報ネットワークの構築、文献の調査・収集・整理などの調査研究事業、それから今度は大学への講師の派遣、近隣諸外国への講師派遣、近隣諸外国からの研修生の受け入れ、さらに海外留学生の派遣など、外部交流についての事業を提案されておりました。

そこで、そのときの構想といたしましては、この中央知的財産研究所の運営の資金でございまして、これは弁理士会からの出資、それから会員及び企業からの

寄附だとか、国庫からの補助金というような財団を考えられていたようです。かなり大きな構想のご提案だったんです。さらに、平成6年度の設立検討委員会でも、いろいろ今まで審議してきたけれども、予算等の問題もありますし、議論を重ねても少しも進まないのではないかと。だから小規模でもいいから設立しなさいという答申をいただいております。

平成7年から私が、多少かかわり合いがあるようになってきたのですが、平成7年に設立検討委員会を設立準備委員会に変えまして、総会でご承認いただきました。設立準備委員会としてご審議いただいたわけでございます。

それで、いろいろご審議いただいて、平成6年度の設立検討委員会の答申の内容を受けまして、できることから始める。小規模でもいいのではないかとというようなことで、平成7年の秋でしたか、臨時総会でご承認いただきまして、平成8年4月1日から設立するという内容で進めていただきました。さらに、当時は会則で研究所規則と続けて内規を制定し、平成8年4月1日から設立できるというような体制にしました。

そこで、なぜ中央知的財産研究所というのかということでございますが、これは最初の立案をされました瀧野会長からお聞きしたところでは、当時としては、今のような支部制度ではなく、各地の弁理士会、例えば近畿弁理士会とか東北弁理士会とかそういう弁理士会自体が連合会のようなことを想定されていたので、中央に設立することから中央知的財産研究所というような名称にされたと伺っております。

平成8年の初めごろになりまして、稲木会長から、研究所の所長を受けろというお話がございまして、自分で設立して、所長というのも受けにくかったのですが、稲木先生には正直申し上げまして、いろいろ問題を残したもので、まず東海支部の設立という大変なお仕事をお任せしましたし、そのほかここでは申し上げられないような、いろんな事件もございまして、それを全部稲木会長に押しつけたものですから、受けざるを得なく、設立した責任もとらなきゃいけないということで、お受けしたというのが現実でございます。

**【中村】** 最初の設立までのご説明ありがとうございました。平成3年ぐらいから構想があった。

**【樺澤】** そうです、実際は平成3年当時からお話が出ていたことだと思います。平成4年3月の臨時総会で構想が発表されました。

**【中村】** その当時のこの業界で、附属機関なり何なりを持って、シンクタンクのようなものを持つべきだという、弁理士会の中でそういうニーズというか、要望というか、出ていたんですかね。

**【樺澤】** 記録を読みますと、当初は国際化ということが非常にテーマとして大きく掲げられておりました、国際弁理士を育てることが目的のような構想だったようでございます。

**【中村】** 今の樺澤先生のご説明の中で、途中で、わりと中央知的財産研究所の規模、組織、構想が随分大きなものになっていたところで、財団化して、いろんなところからお金を出資してもらおうとか、そういう構想もあったけれども、それだと話がなかなか進まないもので、もう少し規模を小さくして実現しようということによって現実的になったということですね。

実際は、最初の設立された時の規模とか組織というのは、どういったものだったんですか。

**【樺澤】** 当時組織としましては、所長が1人、副所長が1人、運営委員が3名です。合計5名の世帯でスタートしたわけです。

**【中村】** 最初の年から研究部会はあったんですか。

**【樺澤】** 4月1日に設立してできたわけですが、予算がゼロなんです。なぜかといいますと、稲木理事会で、定時総会で予算を上げられておりますけれども、前年度実績がないものですから、予算が通らないと、その年の活動が全然できないわけですから、5月の総会を終わって、初めて予算を認めていただき、6月から運営委員会で検討を始めたというのが実情でございます。

**【中村】** 設立時は、なかなか活動が出来なかった。

**【樺澤】** それでも、第1回目の研究部会は「弁理士のあり方」でした。これについては、もう9月から研究を始めておりました。

**【中村】** そうなんですか。

**【樺澤】** 初めは研究員の方をどなたにお願いするかということで、会員の方から適時ご推薦いただければいいと思ったのですが、外部の方をどういう方にお願いすればいいかということで、いろいろ皆さんと検討しまして、それで当時工業所有権審議会の委員長で東京大学教授の中山信弘先生にまずお願いしてみようじゃないかと、断られるかもしれないし、弁理士会なんて、というような話もあるかなと思いましたが、恐る恐る副所長と東京大学にお伺いしましたところ、快

く受けていただいて、しかも弁理士法を研究している人は今までいないということで、非常に興味を持たれて、お受けいただきました。

それからいま1人は、中山先生のご紹介で、当時筑波大学の助教授でいらした相澤英孝先生にお願いいたしました。それからいま1人は、特許庁の総務部長をやっておられました森本修さんで、法制局にもいらしたというご経験がございますので、やはり弁理士法をいろいろ検討していただくのに相応しいのではないかなということをお願いしましたら、快くお受けいただいたということがございます。

**【安原】** 設立されるに当たって、組織のルールとか何かで大分つくるのにご苦労されたように記憶しています。

**【樺澤】** 規則は、前の設立準備委員会、設立検討委員会ですらいろいろと原案をつくっていただいたので、それを大体踏襲したというのが実情でございます。ただ、問題だったのは、研究員が研究所に属するというような規定になっていたと思いますので、そうしますと、ほかの団体にいらっしゃる方が弁理士会の組織の中の人になるというようなことがあって、多少問題があり、特に裁判所では、最高裁にお伺いを立てたら、それはだめだということで、最初は裁判所関係の方はお願いしていないというのが実状でございまして、途中から高裁の工業所有権部を経験された弁護士さんにもお願いしました。

**【中村】** 15年、16年続いている、実際にその成果が、ほんとうにその目的に見合ったものなのかとか、研究している1つの部会の期間が非常に長かったりして、なかなか外部に理解を得られづらかったようですね。

まず、弁理士会の中で、附属機関としてこういう活動をしているけれども、でも会員なり、ほかの委員会とか執行部から、どういうことをやっているんだとか、もしくは、やっているけど、成果がなかなか見えづらいとかいうことを言われたご経験がある。もしくはそういうときにどういうふうに対処なさっていらっしゃったかお伺いします。

**【小池】** 順番飛んじゃいますけれども、多分稲木先生の代も含めまして、その後の中央知的財産研究所にはかかわらなかったのかもしれませんが、何人かの弁理士会会長経験者等が、樺澤先生がおっしゃった外国法の問題に絡んで、日本に外国法事務弁護士の制度を

導入するという、当時自民党の主流派というのか、ある会派が、規制改革の方向で規制緩和をして、外国人にも日本の法律を自国法に関するものに関しては認めてもいいんじゃないか。しかし、これは日弁連としては反対だったんです。弁理士会としても、外国の、例えばアメリカの弁護士に日本の特許の手続を認めるといことになると、出願関係までもアメリカの代理人が持って行ってしまうと、そういう非常に過剰な競争が発生するんじゃないかという心配がありまして、しかるべきレベルで、委員会レベルだったかもしれませんが。あるいは中央知的財産研究所の関係機関の方々を含めての会合だったかもしれませんが、随分対外的に外国法事務弁護士を日本に進出しないような方向で対応しなくちゃいかんと。

そのときに弁理士会の会則の規定は外国人を使っちゃいかんとか、そういう会則の規定になっていたんですね。あるいは外国人の事務所に共同経営をするような、そういう約束をしてはいかんとかそれが、その後改正されまして、現時点では日本の弁理士も外国で事務所を開設できたり、外国の弁護士が日本に事務所(分室)を開設できたりというような方向に結びついてきたわけですけども、あれは森内閣とかあの辺からちょうど、日本を開放すべきである。これは笑い話なんですけれども、当時先進的な政治家は開放すべきだと言っているけれども、知財というと政治家の間で知財と地方財政を間違えられるような状態じゃないかということがよく話題になりました。

地方財政というと、地方出身の代議士さんなんか関心を持って飛んでくるんですね。ところが話の中身というのは地方財政じゃなくて、知的財産なんですから、ある長老政治家は、ITという英語が出てきたら、イットって何なんだというような質問が、政府の委員会の席で交わされたとか、いろんなことがありまして、それで弁理士会も国際環境が今まで以上に進展するということは時期尚早じゃないかというようなこともあって、一部には、シンクタンクとしての要するに研究機関としての機能も発揮させて、そういう国際問題についても議論ができるような場にする。

歴史のある伝統的な会派では、そういうことを非常に心配されまして、国際問題に関して塀が取り外されちゃうと、これからの日本の弁理士制度が非常に不安定な方向へ突っ走って行ってしまわないかというようなことも話の一部としては出ていた、私はそう

いうのを聞いた記憶があります。それは先ほど樺澤先生がおっしゃっていた国際問題という問題に絡む、我々の現実の問題として、感じていた問題として、そういう問題も出ていたんだと思います。

そういうこともあるので、研究員というのはなるべく、内輪だけじゃなくて、外部の有識者、そういう人も入れるという方向がどこかで出てきたんじゃないかなと、これは推測です。

**【中村】** そうすると、その国際問題というのは、単にその国際的に知財の法律を研究するというような話だけではなくて、その制度的な研究もしたりとか、それは制度といっても、我々の弁理士制度をどうやって守るということですから、そういう理論武装もしていくかというようなことも含めて、国際的な研究という意味があるということですか。

**【小池】** 私の推測も含むんですけれども、多分、当時の所長さん方、あるいは創設に努力されていた方々は、やはりこれからは国内だけじゃだめなんだと。知的財産問題は国際問題というフィールドでいろいろ対応されるんだから、そちらのほうも日本弁理士会としては知恵を使って、いろいろ工夫しておくべきなんじゃないかという発想から出てきている部分も相当あったんじゃないかなと思うんです。

**【安原】** 今、小池先生からご指摘もありました外部の研究員のことなんですが、今は外部の研究員がいるのが当然だと思うんですけれども、それまで、この中央知的財産研究所ができるまでは、外部の方をお呼びして、研究する場がなかったと思うんですが、その辺の外部の方の研究員がいるという発想というのは、どの辺、いつごろからこれは必要性の議論がされていたんでしょうか。樺澤先生。

**【樺澤】** お願いして、ご意見を伺うということはあったんじゃないかと思えますけれども、委員会なんかでも。ただ、中に入って、一緒に研究していただくということは私には記憶ないんです。

**【安原】** ただ、先ほどおっしゃったように、中山先生のところへお願いに伺ったりとか、森本総務部長のところへ行ったり、外部の方に対しては、今までなかったような形で対応されたと思います。

**【樺澤】** どのような理由、事情から、外部の先生方にも一緒に研究していただくという構想があったかは記憶がありません。中央知的財産研究所の規則にもございますように、内部の研究員、会員の研究員ですね、

それから外部の研究員という規定がございまして、外部の研究員も一緒に研究するという形になっておりますので、やはり外部の方を研究部会の構成上お願いしなきゃいけない。規則上、外部の先生にお願いしたというのが実情かもしれないです。

ただ、外部の方がほんとうに弁理士会というのをどういうふうに見てられるのか、非常に心配で、弁理士会の研究所にということはどういうふう認識されるのかなと、あるいはお断りされるのかなというのも多少危惧はございました。

ですけども、ほんとうに皆さん興味をお持ちになって、ご協力いただいたということで、ただ、ある先生には、予算どのぐらいありますと言われてまして、あまりにも寂しい予算でお答えができなかった事実はございます。

それで、私どものときは、第1回の研究成果を「パテント誌」に掲載し、また、「パテント誌」とは別に別冊を刷りました。「パテント誌」に載せたというのは、外部から求められたときに、「パテント誌」を今まで外部の方にも販売していたことから、「パテント誌」に載せてあれば、「パテント誌」を買っていただければいいのではないかと。あとは「パテント誌」の会誌委員会の問題だというようにして、「パテント誌」には載せるようにしておきました。

**【木下】** 今の話で確認したいんですが、最初、樺澤先生が中央知的財産研究所長をつとめていたときには、研究成果は「パテント誌」に載っていたんですか。別冊になって……。

**【樺澤】** 「パテント誌」の別冊じゃなく、第1回の研究成果の「これからの弁理士」の中間報告のみ記事として、1998年2月号（平成10年）に載せています。

**【中村】** ——今は「別冊パテント」ですけども、その前は非売品の冊子になっていて、それ以外にも出版したときもあるんですか。

**【樺澤】** これは運営会議の議事録によりますと、平成9年12月24日、研究課題、「これからの弁理士」に関する中間報告書は「パテント誌」に掲載するとともに、別刷りとする旨、承認を受けたというふうになっています。

**【中村】** その日付は第1号の発行ですね。

**【樺澤】** 第1回の研究成果の中間報告のみが「パテント誌」に掲載されましたが、その後は掲載されていないようです。



**【木下】** 著作権の問題が引っかかっていまして、安原先生から配っていただいたものですが、各先生にその著作権をどうするのかという了解をとるのに少し時間がかかりました。殊に、過去のをどうするのかという点がいろいろ問題がありました。というのは、少し本の話からは離れるんですが、過去のそういう成果をだれでもが見やすくしようということで、私が所長になる前から検討していたので、多分、小池先生のと時からだと思んですが、ホームページに過去の成果物である研究報告書を載せようということを検討していました。今、それは載せていると思うんですが、著作者の了解を得なければいけないというので、一時、その担当の副所長さんがかなり苦労されておられたという事実がありました。

**【木戸】** 私の2年目の時に、判例タイムズから「クレーム解釈論」を出版したいとの申出があり、運営委員会で検討した結果、各研究員から著作権の承諾を得る必要があると決めました。

**【安原】** 私の記憶では、白表紙の報告書で出版しましたが、先ほど木下先生がおっしゃっていたように、引用するためには公刊された本ではないとやりにくいということになりました。要するに報告をして、会員に配ったものと同じものを多少手を加えますけれども出版をしました。最初に出版されたのが、たしか「クレーム解釈論」の判例タイムズだと思います。稲木先生か木戸先生かの時代だったと思います。その後、レクシスネクシスで出版しました。

**【木戸】** 承諾書の様式を検討して、雛形を作ったことが記憶にあります。

**【安原】** それは出版社とそれから研究者の間をどうつなぐのかまた、弁理士会も編集著作物の権利があるから、それはそれで著作物の権利主張ができるということで、出版社との間でそれぞれ契約書を取り交わした記憶はあります。

**【木下】** この経緯は、安原先生がほんとうによくご存じだと思うんですが、出版社としては、いわゆる本としては売られていないけども、1番の市場である弁理士はみんな持っているんです。その無料の配付物として、その本は特殊な本ですから売れないんです。そうすると出版するメリットもほとんどないです。

ただ、主任の先生が、その出版社といろいろ自分の本を出してもらったりとか過去の経緯があるものから、かなりお願いして出版していたという話は、聞

きました。

この「別冊パテント」で出版すれば、そういう問題はなくなります。二重発行もなくなりますし、刊行物としてもいついつ発行という形できちんと出せます。一応、販売もするという形をとっておりますので、その問題はクリアできたのかなと思います。

**【安原】** 補足させていただきますと、それぞれの研究者の先生に判例タイムズ、レクシスネクシス、それからあと商事法務、成文堂をご紹介いただいて、各出版社で1冊ずつは出版したんですけれども、2冊はもう出してくれなかった。

**【木下】** 今言ったように、全然商業ベースに乗らないんですよ。

**【木戸】** 私も、出版されたときに、虎ノ門近辺の本屋に見に行きましたが、かなり積まれていました。

**【木下】** だから出版社としては、かなり持ち出しになったと思います。

**【安原】** たしか判例タイムズは、もう持っているのも嫌なので、弁理士会に寄贈するから引き取ってくれと言われて、何かどこかにあるはずですけど。

**【木戸】** 運営委員会でも購入者は少ないではないかと囁かれていました。

**【安原】** あと、稲木先生の時代だと思うんですが、ある団体から、不正競争関係の報告書を出版したいので報告書を引用したいという依頼があったように記憶しています。

**【稲木】** 何か不正競争の問題については関心があるので、まとまった本はないかなという話がありました。少し話を戻して、中村先生に伺いたいんですけども、先ほど内部でもって中央知的財産研究所は評判が悪いというお話なんだけれども、具体的にはどういう話なんですか。

**【中村】** 決してその評判が悪いというわけではないんですけども、この内部でかかわっている人は、当然活動をよく知っていて、非常にアカデミックな成果等もよくわかっている。そして、外部に発信するようなことも企画してやっているんですけども、あまりかかわっていない会員の方は、中央知的財産研究所というのは何をやっているのか、やっている内容もよくわからないし、たまにアカデミックな報告書が出るけれども、研究期間が長いので、報告書が出る期間も、スパンも結構長いということですし、それなりにお金、予算も使っている。例えばタイムリーというか、

早く成果を上げたほうがいいんじゃないかと、よりオープンに何か活動したほうがいいんじゃないかと、そういう指摘を受けたことがあるということなんです。

**【木下】** 所長をやっているながら、大変不謹慎な話かもしれませんが、私も所長をやる前は中央知的財産研究所って何をやっているのかを、あまり知らずにいたところもありました。先ほど、最初の方でも申し上げたように、それではよくないなど。設立の趣旨、先ほど樺澤先生からいろいろお話があって、国際的な弁理士を育てるといような話もあったかと思うんですが、今、手元にいただいている研究課題一覧表を見ると、そういうテーマってほとんどないんですね。それから、設立の趣旨の中に、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資するというふうなことが目的になっていたと思うんですが、弁理士制度に関する研究もほとんどない。

一番最初に、初代の樺澤先生が所長のときに、「弁理士のあり方」というのをやっていたりして、あとはずっと後に、第4代の小池先生の2期目のときですか、弁理士試験制度についてというのがあるくらいで、弁理士についてのテーマとか、それから、今、小森現所長が利益相反の問題をやっていますが、本来、国際的であったり、弁理士の制度を研究したりということをしなればいけないということで設立されたのに、どうもその制度の目的から研究テーマ等がずれているという感じを私は受けていました。

そんなことで先ほど言いましたように、もう少し弁理士会、もしくは会員のためになるようなテーマを選んだらどうだろうかという話をしてまいりましたが、残念ながら私のときには、そういうテーマはやれなくて、今日に至っております。

**【木戸】** 予算の枠がありましたから、研究課題や研究項目を幾つもつくれませんでした。そのため、アカデミック的な研究が続いたわけです。私の所長任期終了の2月ぐらい前の運営委員会に、次年度の担当副会長が出席されて、弁理士会や弁理士の要望を取り入れた研究テーマを考えて欲しいと要望され、次の小池所長の時に、弁理士試験制度等の研究テーマがでてきたと思います。

話が前後しますが、私が理事会にいた平成6年頃がバブルが一番はじけたときで、平成3年頃はまだ弁理士会はもう少し良かったときでした。

**【木下】** 確かに、予算の問題があったと思います。あの当時、会員の増加が今ほど多くないので、会費値上げはどうするかが問題でした。財政が非常に逼迫していましたが、会費を上げるのが難しいという状況があって、丁度、今の弁理士会館を建てるときの積み増しの会費を取っていきまして、もうそれ以上なかなか会費が上げられない。一方、会員はそう増えてこないのに、経費の方はどんどん増えていくという状況だったんだろうと思います。

いわゆる小泉改革というか、知財立国宣言をした小泉首相の時代になって、規制緩和で弁理士の数を増やせということになり、弁理士の数が増えて、それからある意味では弁理士会の財政が豊かになったというか、会員がどんどん増えましたので、今は比較的予算が、余裕がある段階です。そこで、今年度の会長は、そういう状況を受けて会費値下げを実行したということだと思います。

**【木戸】** 弁理士の登録人数を増やすのと、それでさっき小池先生のおっしゃった外弁問題と大体一緒だったんです。一緒に来ていて、この外部から、会員以外のそういう特許庁の委員会に属している人たちが、もっと増やさなきゃいけないんだと、我々と会合しているときに言ってきて、そのときの理事がそれを聞きつけて、合わせてくれというふうに来たことも覚えてます。

それで結局は、最初のうちは少しずつ増えたけど、そのうち、ウナギ登りで増えてきた。

それで外弁問題はだんだん、何かもう少し、多分インターネットの発達だと思うんですけども、大分方向性が変わってきたなど、最初のころ、そんな気がしました。

**【木下】** 先ほどの研究テーマみたいな話に戻りますが、この辺どなたかご存じなら教えていただきたいんですけど、私がやったときにも、やはり外部の研究員、ことに主任といわれる先生を選任するのがなかなか難しい。従来やっていた先生が終わると、またその先生にお願いするという、それ以外にどういう先生が向いているのか、新しいテーマにですね。その辺のところを探るのがなかなか難しく結局、テーマが終わったときの主任の先生を中心にその先生にまた選んでもらうしかないと言うことで、外部の研究員についてはそんな形でやっていたんです。他の所長さんの代は、その新しい主任の研究員を見つけ

るというのはどんな形でやっておられたんですか。私  
 のときには、新しい先生は入らなかったんですが、安  
 原先生はよくご存じなので、すみません教えて欲しい  
 のですが。

**【小池】** 私の手元にあるメモによると、やはり安原  
 先生あたりの人脈とか、コネクションをフルに活用し  
 まして、それで優秀な先生を見つけてきてくださいま  
 した。

当時だれを頼むかということと、外部研究員の講師  
 謝金をどうするかというのを一緒になって議論されて  
 います。

研修所の謝金と中央知的財産研究所の謝金のバラ  
 ンスがアンバランスなところがあるものですから、それ  
 をもっとそろえないと、とてもじゃないけど来てくれ  
 ないんじゃないかというような話が記録に残っています。

それで、人探しに関しては、もう使えるコネは全部  
 使ってもらって、ということですよ。

**【稲木】** 知的財産については、学者という先生はお  
 られたんだろうけれども、杉林先生にしても、専先生  
 にしても、実務家なんですよ。ほんとうのいわゆる  
 学者という方はそんなにおられなかったんです。それ  
 で、いろんな面で、これは言っているのかどうかわか  
 らないけども、私がこの中央知的財産研究所を引き受  
 けたころは、その樺澤先生が言われた平成4年とか5  
 年とかそういう大きな話というのは、もう全然なく  
 なっていたんです。話が大きい会長がおられて、う  
 わーっとぶち上げると、それが実現するころには大体  
 小さくなるというのはそれは当然なので、そういう大  
 きな話をするからできたわけですけども、ともかく  
 中央知的財産研究所をやることについて、中山先生に  
 お願いしたりなんかして、弁理士会とか弁理士とい  
 うものを学者の先生にも認識していただく機会がない  
 かということもあったんです。それが後からいろんな先  
 生も出てこられて、そういう先生方が法制審議会とか  
 弁理士法の改正とかというところで発言されるとき  
 に、弁理士のことを知っていただくという効果はかな  
 り上がったんだろうと思っています。

だから設立の目的が最初のころとは少し違うかもし  
 れないけれども、弁理士会に、こういう勉強する機  
 会もあって、それでいろんな知的財産に関するテーマ  
 を会員には直接役に立つかわからないけれども、そ  
 ういうことをやっているということは1つ意義があ

るだろうという話でずっと来ているんです。

だから、今、一般の会員というか、多くの会員が多  
 分不満だというのは、お金をやっぱりたくさん使うか  
 ら、3,000万円という何%ぐらい、1%ぐらいですか、  
 今30億ぐらい？

**【木下】** 年間の弁理士会の予算は、20億ちょっとぐ  
 らいじゃないですか。

**【稲木】** 確かに大金には違いないけれども、関心  
 がない人は文句を言うのが当たり前なので、成果は十  
 分に、直接上がっているかどうかはわからないけれど  
 も、世間で少なくともこういう研究をして、外部に発  
 表しているというのは意義があることだと思います。

**【中村】** 非常に興味深いお話で研究をしてそれを発  
 表するというのも当然1つの大きな成果だし、目的な  
 んですけども、そうじゃなくて、先ほどからご説明  
 いただいている、その外部研究員の今までの先生方  
 のお名前を見ると、知財の世界でご高名な先生が多  
 くて、こういう先生に入っていて、研究していただ  
 き、弁理士という名前をきちんと売り込むというこ  
 とと理解してもらおうということもあって……。

**【稲木】** 売り込むというと少し語弊がある。

**【中村】** そうすると、法改正があるときだって、弁  
 理士の立場も自然と理解していただいた前提で考  
 えていただけるし、またそういうアカデミックな研究  
 者の方々と、普段からコネクションがあれば、いろ  
 ろ研究したり、法改正の作業を手伝ってもらうとき  
 にもメリットがある。

**【稲木】** それはもう我々もそういうつもりでいた  
 ので。

**【木下】** ちょうど世の中のタイミングがよかった  
 ということもあるんでしょうけれども、先ほど少し申  
 上げた2002年の小泉首相の方針演説で知財立国宣言  
 というのが出まして、それから知財本部の設置とか、  
 瞬く間に知財政策が展開されていきました。新聞に  
 も毎日のように知財、特許というのが取り上げられ  
 るようになって、やはり世の中に対して、知財が非  
 常に人口に膾炙されたというか、知れ渡りました。そ  
 ういう時期とも重なって、弁理士会の活動というの  
 も対外的に存在感が出てきました。そのような状況で、  
 弁理士会には中央知的財産研究所もあるよというこ  
 とで、学者の先生方も協力を惜しまないという形に  
 なったんだろうと思います。

それからこれは、安原先生からの受け売りなんです

が、学者先生も、なかなか実務のほうがよくわからない。この弁理士会の中央知的財産研究所は実務をやっている弁理士と、それから研究をやっている学校の先生が一緒になって研究をするので、大学の先生にとっても非常にメリットがあるということで長く続けているし、また活動も活発になってきているということもあるんじゃないでしょうか。

それと、予算書を見てもらっても、このところ少し頭打ちですが、2004年ごろ、平成15、16年ぐらいから予算がどんどん増えて、研究テーマも増え、外部の会員外研究員の方の数も増えているという形で、どんどん活動が活発になったということがあったんじゃないかと思います。

だから、日本弁理士会だけの動きではなくて、世の中の動きの中で知財が非常に尊ばれる時代になり、大事にされる時代になったというのも、やはり中央知的財産研究所が今非常に活動を活発にできているという背景になっているんじゃないでしょうか。先ほど稲木先生がおっしゃったように、いずれしぼんでしまうというのではなくて、今もどんどん何か膨らんでいる、会長の方針にあまりとらわれなくても、中央知的財産研究所のほうで活発に活動できているというのは、そんな背景もあるのかなと思います。

**【中村】** 今、会員外研究員をどうやって選んでいくかと、特に主任の研究員の先生をどうするかというのは、いろいろコネクションとか使って、皆さん苦勞なさっているというのはよくわかるんですけども、研究のテーマというのは、各代の先生方は、どういうふうにテーマを決められたのかお聞かせ下さい。

**【樺澤】** 私のときは、一応弁理士法の改正が少し軌道にというか、機運が出てきたということで、紆余曲折はありましたが、第1回の研究課題を「これからの弁理士」としました。弁理士会も昭和20年代からいろいろ委員会がございまして、弁理士制度、弁理士法などを検討されていましてけれども、大きな改正というのは大正10年法の弁理士法が昭和13年に業務の明確化と、それから昭和23年ですか、高裁の審決取消訴訟代理、それからPCTの代理権という大きな改正はありましたけれども、それ以外ほとんど見られていないということで、しかも稲木会長の時代に弁理士法の改正の動きがある程度動き出したということで、弁理士会からの要請もございましたので、それでは、まず弁理士法を見直そうじゃないかというのが1つありま

した。

それから、いま1つはソフトウェアの発明にいろいろ問題が出てきましたので、ソフトウェアの発明について検討していただくということと、いま1つは不正競争の模倣でございます。当時そろそろ判例が出始めましたけれども、今みたいにインターネットなどのように検索システムが普及していませんから、判例なんかも集めにくかったようです。特に大阪の地方裁判所の判決は、大阪の会員に大分ご協力いただきまして収集し、当時として画期的な不正競争防止法の研究だったと思います。これらが研究テーマの選択のあらかたでした。

それから最後に、立ち上げだけやったのですが、これは先ほど大学の先生のお話もございしますが、要するに東京に出席いただける大学の先生というのは限られるということから、関西の方の先生も何かいろいろご協力いただく方法がないかということで、大阪の関西部会を立ち上げました。それは、半年ぐらい前からいろいろと大阪の先生と交渉されていて、テーマもいろいろ変わって、最後は「バイオテクノロジーに対する法的保護のあり方」になりました。このように、その当時の知的財産の課題から研究テーマを選択させていただいたということでございます。

なお、そのほか特許の評価とかというテーマもございましたが、それは特許委員会か、どこかからの報告書が出されましたので、少し保留したというのが実情でございます。

**【中村】** わかりました。関西については、樺澤先生のところから動きがあって、実際動き始めたのは稲木所長になってからということですか。

#### 4. 関西の研究員

**【中村】** 稲木先生の所長時代についてお願いします。

**【稲木】** 今の「バイオテクノロジーに関する法的保護のあり方」というのは、関西部会で、会員としては三枝先生が中心になって、大瀬戸先生が委員になってつくっていただいた。私のときは、例のビジネス関連特許というのがはやりになりまして、一体何が特許になるのかわからないという話になって、その模範的な明細書みたいなものができればいいなと思ったんですが、結局それはあまりできなかったんですけども、方向性はできたと思います。

それから、さっきの不正競争の樺澤先生がやったのは、いわゆるデッドコピーのものですけれども、私のときはそれじゃなくて、混同のほうです。混同とか周知とかという、あるいは著名というのもあるのかな、周知というのが1号で、著名というのが2号です。それをやりました。

もう1つは最高裁の判例が出た、これもタイムリーな均等論、ちょうど最高裁判所の調査官をやっておられた高林先生が、この均等論はなかなかおもしろくて、高林先生と松本弁護士とが随分議論をされたりして、研究所長が、そのテーマのときに出席しているものですから、大変勉強になって、出席しているだけでわかったような感じになるという、非常によかったです。

**【中村】** 稲木先生は所長のときは、研究会に全部出席されました？

**【稲木】** 研究会には全部出席しました。樺澤先生も出席されていましたよね。

**【木下】** いつから出なくなったんですか。

私のときは出席しなくていいと言われたんですが、それでも1回か2回は出席依頼があった。

**【木戸】** 東京での研究会には全部出席しました。関西西部会の研究会は、少なくとも立ち上げと最終回は出席したと思います。

**【樺澤】** 私、関西まで行きましたよ。

**【稲木】** うっかり変なことを言って、恥かいたりなんかして。

**【木下】** 木戸先生の時代から変わったんですかね。

**【木戸】** いや、私は東京の研究会にはすべて出席しました。

**【木下】** 私のときは出席しなくていいと言われましたが、全く出ないのもいけないんじゃないかということで、第1回と、あとは何かあるときには出席させていただきました。

**【木戸】** 出席したなかで、大変申し訳なかったのは、風邪を引いてかなり具合の悪いときに、風邪薬を飲んで出席しましたところ、途中で体調不良と成り、研究員の皆様にご迷惑を掛けたことです。

**【稲木】** 学者の先生というのは本になるとやはり随分体裁とか、「てにをは」とかそういうのもやかましいなと思って、弁理士会の仲間では非常にそういう文章や何かがやかましいというような人でも、学者の先生にかかると直させられたりなんかして、ああ、そうか

なと思ったことありました。

**【小池】** 案外そういう問題もありました。会員研究員がいろいろ論文を書くわけですよ、そうすると、これはどこかの本を写してきたんじゃないとか、学者の先生に面と向かって言えないから、何とか処理しろと。そうすると担当の運営委員とか副所長は非常に苦勞しまして、おっしゃるとおりです。大学の先生方の厳しさというのは、また我々弁理士の厳しさと違うんですね。

**【稲木】** 全然違います。

**【小池】** ずっと今お話を聞いていますと、樺澤先生時代からも勿論そうだったし、その前からもそのようですよけれども、ちょうど司法制度改革委員会というのが動いていたんですよ、司法制度を改革しようということで、それが今日のロースクールにも結びついているし、その司法制度改革委員会のほうで、裁判制度の問題と代理人制度の問題で士族の司法書士なんかは少額訴訟の代理権を認められたんです。弁理士は最終的には弁護士がついている訴訟だったら代理人になれるよというような形で落ちついたのか知りませんが、そういう形になったんですよ。

同じようなことが行政書士会がいつも、法務代理権の一部をほしいとかやっているんです。あるいは弁護士法違反になるような行為をやりたいと。

それで、私がちょうど所長をやっていたころ、その弁理士法の改正もありましたものですから、たしか私の記憶では、最高裁の総長とか総務部長とか、その辺は弁理士が訴訟に関与するということは、将来の紛争手続に関する人材の供給源になるんだと。だから意味があるんだと。今日明日のことばかり考えるなということで言われました。あとは日弁連の弁護士先生さんばかりですから。

それで、弁護士さんは、司法書士はやっているけれども、弁理士修習的なものは免除になっています。そういうことで、司法制度改革審議会の中で、外の議論では弁理士会と日弁連のやはり議論というのが案外表へ出ちゃったんです。これはいろいろ歴史的なものなんかもありますから、一概にどうこう言えないところもあるんですけども、そういうこともあって、この中央知的財産研究所でもやろうと。

私のとき、損害賠償論なんかをやっていたら、そういうのがたしか議論になっていたと思うんです。それで、損害賠償を弁理士会のほうでも勉強

しようと。だから周辺が、非常に社会が動いている時代でもありましたし、弁理士制度は諸先輩が築いてくれた弁理士の業務範囲がどんどん拡大していく方向に雰囲気が動いてきている。そうすると、司法制度と衝突しちゃうんですね。そういうものをうまく乗り切って、避けて、弁理士特有の研究成果というものを発表していこうという考え方もあったような気がします。

だから私は個人的には所長という立場では、弁理士会中央知的財産研究所という名前のタイトルの出版物は発行すべきであるというのは任期中ずっと言っていました。それで、宣伝できたかどうかわからないんですけどね。

**【中村】** ありがとうございます。少し戻りますけれども、木戸先生が所長の時代の研究テーマは、どうしてそういうテーマをお選びになられましたか。

## 5. 研究テーマ

**【木戸】** 記憶が遠のいています。

思い出しながら申し上げますと、不正競争防止法は、当時は弁理士にあまりなじみが少なかったのですが、いろんな判決が出てきたこともあって、稲木所長時代に「商品形態」について、意匠法との絡みで研究をし、その後不正競争防止法第2条第1項第1号及び第2号について研究を始めたと思います。

また、「特許を受ける権利」をもう少し掘り下げて研究しようということで、関西部会にお願いしました。

さらに、「クレーム解釈論」について、法律改正との関連で、東京の研究会で検討を始めました。

それから、弁理士の業務範囲がいろいろな方向に行きそうだということで、「これからの知的財産で保護するもの」について、特実意商に限らないで広く検討していこうということになりました。

また、私の任期満了に近づいたときに、「不正競争防止法における表示に関する権利の実現」という私には理解しがたい内容について研究しようということが持ち上がりました。詳しいことは、提案者の安原先生がよくご存じと思います。

**【安原】** いわゆるエンフォースメントですね。権利行使でも。

**【木戸】** 私が中央知的財産研究所の運営委員になって、最初に印象に残ったのは、不正競争防止法の改正に携わった研究員がいわれた言葉でした。それは、不正競争防止法で保護するものは、特許権のように絶対

権ではないので、国民がその規定を熟知していることと、エンフォースメントがしっかりしていることが重要で、このため、刑罰を科すことができる行為に制限があるということでした。そのようなことから、安原先生を通して提案したと思います。

**【中村】** ありがとうございます。

**【小池】** 私の時代は、小泉内閣が知的財産戦略会議というものを発足しまして、それから2年ぐらいたっている時期だと思うんです。そうすると戦略会議の骨子としては、発明の育成と保護と活用、この3つがキーポイントになって、さらに人材の育成です。その4つがこれからの重要な戦略のテーマであるということで、そういうものに関連したテーマを順番にやってみりました。

それで、コンピュータープログラムの場合は、バイオ関連の技術が出てきたのと同じようで、アメリカあたりで、こういう技術がどんどん新しい特許が認められてくると、日本にも出てきたと。これは今、前年度新しい概念の発明が増えてきているというのにつながるのだと思うんです。

あと、技術標準と特許権については、最近でもいわれていますけれども、スタンダードの問題です。特許を標準化することによって、特許をどういうふうに活用していくかというような問題、これもあまり研究されていなかったもので、させていただきました。

それと不正競争防止法に関する問題は、これは権利というものが明確な形で法文上は書いていないんです。ですから著作権なんかもそうなんですけれども、そういうものも取りこぼさないように研究しておいていただくということ。信託のところは、最近もいろいろ研究をされているようなんですけれども、弁理士会も信託関係の利用活用に関する研究所が発足しているようですが、なかなか信託で成功している金融機関等はないわけです。そういうものも、やはり弁理士会がやるべきじゃないなというようなことから、これをテーマとして取り上げてもらいました。

弁理士制度に関しては、この外部研究員のところに渡邊先生って、今、立命館大学、当時は阪大の先生だったんですが、宮川先生は弁護士さんでした。あと会員のほうは少数名なんですけれども、何人かの方について、これは渡邊先生はどっちかという、弁理士に渡邊先生と同級生がいたものですから、大阪の先生だったんですけども、来ていただいて、民事訴訟法

の立場から、弁理士試験の諸問題を研究してもらおうと。宮川先生は弁護士さんですから、そういう面からご指導いただこうと。

会員からは、丸島先生とか、岡部先生はこのときたしか高裁の調査官に任命されていたと思うんです。それは高裁の条件で、若くて、技術系でという、そういう人材の指定があったものですから、こういう先生にも入っていただいた。

あと、訴訟のもので、一番下のほうに書いてある、複数人が関与する財産権侵害について、これは大阪の方からこういう問題が出てきて、確かにこういう訴訟問題というのは知的財産問題では多いのではないかと。ということで、愛知先生、大阪の先生が主任になっていただいて、やっていただいたわけです。だからテーマが盛りだくさんになっちゃいまして、当時はそのくらいいろいろな問題がたくさん勃発していました。

**【中村】** ありがとうございます。

**【安原】** 小池先生の最初の研究テーマ「不正競争防止法2条1項14号について」、については、木戸先生の時代から検討されたのでしょうか。

**【小池】** 続いていたんですね。

**【安原】** 木戸先生の時代に研究なされていたと思うんですが、要するに、特許権を侵害していないのに、侵害しているといった場合に、不正競争防止法の2条1項14号で虚偽の陳述流布ということになるというテーマです。

**【木戸】** 任期の終わり頃に次の所長への研究課題として提案する1つだったと思います。次の所長のもとで採用するか否かを決定する事項でしたのであまり覚えていません。

**【安原】** たしか、その後の弁理士法の改正の対象となる職域に関して、研究テーマとして選ばれたわけでしょうか。

**【木戸】** この研究テーマを考えた人は優秀ですね。

**【安原】** その辺を含んでお話いただけますか。

**【小池】** そんなのありましたね。だんだん思い出してきました。そこは束縛されたとは思わない。いいテーマをいただいた。

**【安原】** ちょうどまく法改正とつながっていたわけですね。

**【木戸】** 話の方向が変わりますが、副所長及び所長を務めていましたことから、先程の均等論や不正競争法については非常に勉強になりました。お陰様で、能

力担保試験を受ける際には、これらについては、あまり勉強しなくても、原告側、被告側で、何を主張すればいいのかおおよそわかりました。

**【中村】** 木下先生お願いします。

**【木下】** 先ほど、前所長の小池先生からお話があったように、小池先生の時代は非常にテーマが豊富だったというお話がありましたけれども、まさにそのとおりで、テーマの一覧表を見ていただくとわかるんですが、研究年度が、私が所長になっていないときに全部スタートしてしまっていて、基本的に私はほとんどかかわっていません。このテーマ一覧表でいくと、「クレーム解釈を巡る諸問題」から「訂正・補正を巡る諸問題」までというのは、「商標の基本問題」も含めて、小池先生のときにスタートしています。平成20年スタートが「訂正・補正を巡る諸問題」、「商標の基本問題」と2つありますけれども、平成20年のスタートですので、私が就任したときにはテーマは決まっていたので、選ぶ余地がない2年間という感じでした。

殊に、この表を見て初めてわかったんですが、それ以前は大体2年ぐらいのスパンで研究が終わっているんですが、私のときにはほとんど3年かかっていて、それがほとんどみんな持ち越しのテーマばかりという感じで、選びようがないというのが現状でした。

1点だけ。関西部会の「審判及び関連する制度」の研究というのが、私が所長としての平成21年にスタートしたのですが、これは関西ということもあって、関西のほうで選んでいただいたテーマです。これも正直申し上げて、私の関与すべき立場があまりなくて、残念ながらテーマを選ぶ機会はなかったということです。

ただ、先ほども言いましたように、私は就任したときに、中央知的財産研究所そのものがよくわからなかったということもあって、基本的なところをちょっと自分で勉強しようと思い、過去のテーマの一覧表を作ったり、それからテーマの分野がどのようなものか、先ほど言った弁理士制度がどのくらいあるのか、特許関係がどのくらいあるのかとか、不競法がどのくらいあるのかとかいうのを自分なりに一覧表をつくって、研究したんですが、そういう中で、先ほど申し上げている、日本弁理士会、もしくは会員に関するテーマが少ないなという思いがあって、何とかしたいと思いました。

そういう意味では、会員から一般募集したらどうか

という話も、正副所長会の中では上げたんですが、実は私の前、小池先生の時代なのかどうかわかりませんが、なかなか上がってこなかったということがあって、結果的には一般募集もできませんでした。

先ほど申し上げたように、私自身の選ぶ機会がない時代だったものですから、検討だけして終わってしまったというのが正直なところですよ。

その後、今度は小森先生になると、またいろいろとやっておられますので、あとは小森先生のほうに、話を譲りたいと思います。

**【中村】** 小森先生、テーマの選定等についてお願いします。

**【小森】** 私のときは、「明細書を巡る諸問題」と「商標の基本問題－混同を巡る諸問題－」、この2つのテーマが新しくスタートすることになりました。「弁理士業務における利益相反についての研究」は後で説明します。

ところで、過去の議事録を拝見していると、テーマの決め方がほとんど運営会議とか正副所長会議でいろいろ議論をなさっているような傾向を感じましたが、今回のこの、「明細書を巡る諸問題」と「商標の基本問題－混同を巡る諸問題－」のテーマにつきましては、主に部会の主任研究員の方と、担当副所長、そのあたりがメインとなって、決めていただいたものを運営会議及び正副で承認するという形になっていて、幾つかの候補があって、その中から決めたというわけではありません。

このように、運営会議のほうで承認という形になった背景としましては、研究テーマといいますのは、比較的、基本的で、さらに普遍的なものがいいだろうということがありました。明細書をめぐる諸問題とか、商標の基本問題、それから木下先生のときに行われた進歩性とか商標の使用について等につきましては、非常に根本的で、基本的な、普遍的なテーマですので、多少の法改正があっても、論文は耐え得るものになるだろうと想定しています。そのあたりは主任研究員の方が良くわかっていらっしゃるということがありましたので、運営会議で承認という形を採ったと思っています。

それから、「弁理士業務における利益相反についての研究」につきましては、これまでと異なり、執行役員会主導でテーマ選定されました。冒頭に私のほうか

ら申し上げましたように、かなり苦勞した案件でした。私が所長として入ったときに、私の力ではとても運営委員の皆さんを納得させることは出来ない状況でして、当時の筒井会長に2度も部会等に出ていただきまして、運営委員に対して趣旨説明をしていただきました。

## 6. 公開フォーラム、会員向け研究発表会

**【中村】** 公開フォーラムと会員向け研究発表会の話から始めたいと思います。公開フォーラムは、始まったのが平成15年という記録になっているんですけども、木戸先生からお願いします。

**【木戸】** 14年度に、会員から、研究会に参加又は聴講できないかとの意見が寄せられてきたとの報告があり、運営委員が事務局の提案で、公開フォーラム形式で開催しようかということで、15年度に予算措置を講じました。

最初は、成功するかどうか不明でしたので、弁理士会館で開催しましたところ、会場がほぼ満員となり、評判も良かったことから、来年度はもっと広い会場ということで、会場を新霞ヶ関ビルの灘尾ホールに決定して、次年度にバトンタッチしました。

また、検討が済んでいました研究テーマからいくつか選びましたが、次年度で検討したと思います。

**【中村】** 公開フォーラムで取り上げる研究テーマ、発表するテーマというのは、それは主任の研究員の先生とお話しして決めるんですか。

**【木戸】** 運営委員会で、研究テーマ及び発表頂く方々を決めたように記憶しています。特に、発表頂く方々については、会員の方々にも知って頂きたいと思い、外部研究員にお願いしました。

**【中村】** 先生の頃は、公開フォーラムは東京でだけの開催だったのですか。

**【木戸】** 私の時は、試しにとのこともありまして、東京で開催しました。

**【中村】** それ以降、小池先生の代と木下先生の代の公開フォーラムは大阪でも開催されましたか。

**【小池】** 大阪からの希望が多くて、それで大阪のほうも皆さん非常に熱心で、出席状況もよかったです。

このときはたしか特許庁長官もいらっしゃったんじゃないかなと思うんですけども。それで分室のほうも大分場所は徐々に拡大してまいりましたので、たしか分室を使ったんだと思います。大阪のとき



は、それで満杯だったです。

それと私のときは、10周年記念式典というのをやろうと。それでちょうど初代、2代目元所長さんをご出席もいただけるということだったので、感謝の盾をお贈りさせていただきました。

**【木戸】** 余談で申し訳ありませんですが、知財関係の裁判官にもご招待状を差し上げましたところ、お見えになった方がいらっしゃいました。

**【中村】** 木下先生の時代に、何か公開フォーラムでテーマを決めるのをどうしたとか。

**【木下】** そうですね、基本的には前所長の小池先生の時代を踏襲してやりましたけれども、ただ、平成21年は、丁度、関西支部の10周年に当たっていましたので、関西のテーマを取り上げ、東京・大阪両方でやったということもありました。

実は、東京・大阪両方でやるのは、多分、小池先生の時代が最初で、先ほどの木戸先生のときは東京だけだったと思うんですが、東京・大阪両方でやると、結構負担が大きいんです。それで、私のときはやめようかと言っていたんですが、先ほど言った丁度、関西支部会の10周年があるということで両方でやる形をとりました。

その前年の平成20年度は、これも多分それまでの経緯で両方でやったと思います。関西支部会の10周年を関西でやったときには、記念のパーティーも場所を移してやったと思います。

平成20年のときは支部で開催したと思います。平成21年のときは大阪の弁護士会館を借りて、上の階と下の階でやったような気がしています。

**【安原】** たしかそのときに大瀬戸先生に表彰……。

**【木下】** 大瀬戸先生でしたよね、やっぱり。先生の表彰をさせて戴きました。ただそのときはちょうど先生のご都合が悪く、会場にいらっしゃらなくて、次の研究会のときに大阪へ私が行って、賞状をお渡ししました。実際はそうだったと思いますけれども、形の上では、10周年パーティーのとき表彰したことになっていました。

会場は、東京は、もうずっと同じ新霞が関ビルで、大阪は大阪弁護士会館です。

**【中村】** ありがとうございます。小森所長の代で、公開フォーラムで何か。

**【小森】** そうですね、いずれの年度も2回やっていますが、1回目は東京と初めて名古屋で開催していま

す。本年度は東京と大阪で開催しました。ちょうど終わったところですが、名古屋のほうは初めてということもございまして、非常に出席率がよく……、出席率というか、歩留まりというんですか、90数%でしたかね、非常に高い数値でした。

毎回、アンケートをとっているんですけども、その内容から推測するに、少し話はずれるかもわかりませんが、こういったアカデミックな報告というのは、会員及び会員以外の方から、肯定的に思われているという感じはしております。

東京会場ですが、フォーラム開催を告知しますと、わずか数日間でもう満杯になり、実際に来たい方からクレームを受けているという状況がございます。

ところが、最近は、東京も大阪も、申し込み数は多いんですけども、歩留まりが若干悪くなっています。5、60%ぐらいです。とりあえず申し込んでおいて、実際には来られない方も結構増えてきているという印象があります。これについては、今、執行役員会に改善を要望していますが、ご承知のように、単位取得というのがありますので、これも原因の一つでしょう。とりあえずは申し込んでおいて、行けない場合は行かないと考えている方が結構いらっしゃるようなので、申し込みをキャンセルできるようにするとか、その他の工夫について、検討していただいているところです。

**【木下】** 灘尾ホールの場合に、結構外部の招待者が多くて、席が少ないということはなかったですか。

**【小森】** 今年はそうでもなくて、先程話しをしましたように、申し込んでいながら実際には来ない会員の方が多かったので空き席が結構ありました。もちろん、テーマや報告者の表示を見て、最終的に来られなかったことも原因の一つかも知りません。ただ、やはり会員の方が多そうですね、80から90%は会員の方かなという感じはしています。

**【中村】** ありがとうございます。公開フォーラムに引き続いて、会員向けの研究発表会にちょっと話を移したいんですけども、会員向け発表会はスタートしたのが平成19年度で、小池先生が所長の時代なんですけれども、小池先生、その最初のスタートした経緯とか、思い出みたいなことがあればと思うんですけども、いかがでしょうか。

**【小池】** ほとんど思い出がないんですが、安原先生、何か発言されなかったですか。

**【安原】** たしか、小池先生が、フォーラムだけじゃなくて、もう少し公開する場をつくってはどうかとおっしゃったと思います。

**【小池】** あとフォーラムも合わせて単位を認めてもらおうかというのはなかったですか、研修所のほうの、宣伝をしたり、公開したりするのが好きなものだから、やるからには目立つようにやれという基本的な発想はあったと思います。

あとは、木下先生のおときはどうだったですかね。申し送りはしていましたでしょうか。

**【木下】** いえ、特にはありませんでした。

**【中村】** 会員向け発表会、最初は東京だけ？

**【小池】** 大阪も1回ぐらいやったと思います。会自体は、案外出席者も多かったようです。

**【中村】** これは発表の内容というのは、継続してじゃなくて、研究が終わって、報告したものを報告するという趣旨ではないんですか。

**【小池】** そういう趣旨ではなくて、別のテーマを決めて発表していただいたと思います。

**【安原】** 比較的研究が終わったものとか、中間的なものとかというのが多かったと思います。

**【木下】** 平成20年の公開フォーラムですけれども、一応過去の議事録を今見ていたんですが、東京だけのようです。平成21年はどうするかといったとき、大阪だけという話もあったんですが、関西部会の10周年ということで、大阪もやるけど、東京もやりましょうということで両方やったと思います。

**【小池】** 先ほど創設者、初代と2代目の元所長と話していたんですが、その公開フォーラムを記念式典のときに実はやっていました。第1の講演というのを30分間やりまして、それを少し延長しようと。あと、パネルディスカッションをやっています。

**【安原】** 今、先生がおっしゃったのは、10周年のダイビルでやられたときのフォーラムの話ですね。

**【中村】** ではこの年は10周年ということで、例年の公開フォーラムよりは規模を大きくというか。

**【小池】** そうですね、表彰式典もやっていますし、その祝賀会もやっています。

秋葉原のコンベンションホールというところで開催しました。

**【中村】** では、公開フォーラムと会員向け研究発表会というのは、その今までご説明いただいたような内容で継続して続いているということですね。

## 7. まとめ

**【中村】** それでは、そろそろまとめの話に移りたいんですけども、15周年、実質16周年ぐらいたっていますけれども、所長を経験なさって、この中央知的財産研究所の中心となって活躍していただいた先生方が、中央知的財産研究所から離れて、中央知的財産研究所を見て、今の活動がどう見えるかとか、今後どうしていったらより中央知的財産研究所がよくなるか、よくなるというのは、ご説明いただいた目標をどうやったら達成していけるかとか、会員への貢献をどうやったらできていけるかとか、会員だけじゃなくて、社会に貢献するようなことができるのかというようなことを、所長を経験なさった目から見て、どういうふうにお考えかというのを、皆さんのご意見をいただきたいんですけども、順番にご意見を伺ってよろしいですか。では、樺澤先生お願いします。

**【樺澤】** 研究テーマの問題もいろいろ時代によって変わってくると思います。例えば私どもの時のテーマには、意匠法と模倣の問題の関係がありましたけれども、あのころは、判例を集めるにも大変な時代ですけど、今はもうインターネットですぐ調べられるから、その時代時代に応じたやはり課題というのか、それが出てくると思いますし、できればやはり速やかな公表があるということになるんでしょうか。時代時代によって、やはり課題も違ってくるのかなと思いますし、今、私がどうこうということもございませんので、その点をご勘弁願いたいと思います。

**【中村】** どうもありがとうございます。稲木先生、ご意見をいただければ。

**【稲木】** 弁理士会の予算の関係もあるかもしれませんが、こういう中央知的財産研究所というものがあろうということ自体が意義があることで、そんな会員全員が別に知っている必要もないけれども、地味にやっていたらいいんじゃないかなと思います。それは弁理士会がいろいろな研究をしているし、外部にも発表しているんだということがわかるだけでもいいのではないかと思います。

それで最近では、学者の先生以外でも、元判事の方も随分参加していただいているようですから、そういう点では実務上にも実際は役に立つんでしょうし、地味に長く続けていけばいいと私は思っています。

**【中村】** ありがとうございます。木戸先生、よろしくお願いします。

**【木戸】** 中央知的財産研究所時代のことはあまり記憶に残っていませんが、稲木先生がおっしゃったように、会員のための研究が主だと思いますので、私の所長時代もそうでしたが、報告書の発刊をもう少しスピードアップをする必要があると思います。というのは、研究テーマを決定するときは、そのテーマが旬のときですので、報告書の発刊もタイムリーにできればと思います。

先程、樺澤先生がおっしゃったことで思い出したのは、1代目時代は弁理士法の関係で、不正競争防止法は弁理士のテリトリーではなかったので、研究テーマを決めるのにも意匠法との抱き合わせで行ったとの苦労話も思い出しましたが、このような苦労も課題の1つだと思います。

**【安原】** そうですね。

**【木戸】** このようなこともある程度参考にして、会員からの要望を纏めて1つのテーマにすることもいいのではないかと思います。

また、知財高裁が誕生したことから、判決の方向性が似通ってきて、研究テーマに挙げるような課題の選択に影響がでてきているように思います。

**【中村】** ありがとうございます。小池先生、よろしくお願いします。

**【小池】** 15年もたったというのは、もう相当な実績を積み重ねてきていて、この実績は、なかなか簡単には打ち消すことのできない実績だと思います。私は、弁理士会がやっぱりもちろん会員のための組織ではありませんけれども、会員のためだけの組織じゃなくて、やはり社会に影響を与えられるような組織として、この中央知的財産研究所というのが存在するんだという方向をこれからも全会員で維持して、ブラッシュアップしていく必要があるのではないかなと思います。

趣旨としては、創設者、初代所長、皆さんがおっしゃったのと同じです。こういう一見あまり直接的な価値がないように見えても、歴史を重ねていくうちにやはり弁理士会にとっては重要な財産であるというふうになってくるんじゃないかなと思います。

**【中村】** ありがとうございます。木下先生、よろしくお願いします。

**【木下】** 先ほど申し上げたように、もう少し、弁理士会のためのテーマを増やしてほしい。それからあと国際的なことをやるということになっていきますので、国際的なテーマ等も増やしてほしいなと思います。

それから、先ほど木戸先生だったと思いますが、もうちょっとタイムリーに出してほしいという点は、まさにそのとおりだと思います。なかなかタイムリーに出せない1つの理由は、これは勝手な私の個人的な意見ですが、以前に比べて、会員内、外両方とも研究員の数が増えているんです。研究員からそれぞれ論文をいただいたり、それをまたチェックしたりということをするために、論文の本数が多いとどうしても長くなってしまいます。一方、少なければいいかという話でもないのかもしれませんが、テーマごとにもう少し人数を絞って、例えば研究期間1年とか、長くても1年半ぐらいでやる方がよいと思います。時代がどんどん変わっていきますので、また同じテーマでやってもいいと思うんです。今までは、1つのテーマをじっくり、当時の一番よくわかっている会員外の研究員、それから会員内の研究員という形で、どうしても、関わる研究員もどんどん広がってきて、1回の研究期間が長くなってしまおうという傾向もあると思います。もう少しその辺も絞ってやっていったら、時代のニーズには合うんじゃないかなと思います。

**【中村】** ありがとうございます。現所長、何かお考えがあれば、お願いします。

**【小森】** 現時点の所長ということで多少言いにくい面はありますが、私も現在の形で、あるいは若干縮小したり拡大することがあるかもわかりませんが、とにかく継続することが重要であるかなと思っております。

かつて、費用対効果が重要と弁理士会内でも言われていましたけれども、私は短期的な費用対効果よりも、長期的な視点での政策的効果というものを優先すべきだと思います。15年間継続したということは、一種のステータスでもありますし、継続することは、今後、知財分野の関係者に対する発信力も大きくなっていくのではないかなと思います。また、第一線の研究組織として社会から認められることも期待できると思います。

研究期間を短くするということにつきましては、執行役員会からも要請されていまして、関西部会の新たな次の研究テーマについては、研究員数を少なくし、研究期間を1年程度に設定しました。研究期間については、なるべく短くして、会員へのフィードバックをできるだけ早くするということはやはり大事なことかなと思っています。

また、最近、人件費込みで3千数百万円の大きな予算をいただいていますので、会員あるいは執行役員会にこの中央知的財産研究所の存在意義をより理解していただくよう、研究に対しての何らかの指標値みたいなものを考えてもいいのではないかと思います。例えば1つの「別冊特許」の発行に際して、費用というのは客観的に出ますから、この費用を会員数で割りますと、一人当たりの負担額が出ます。一方、会員数が1万人、中央知的財産研究所予算3,000万円とすれば、中央知的財産研究所予算に対する一人当たりの年間負担額は3,000円です。すると、「別冊特許」が平均的に年に1冊発行され、且つその市場価値が3,000円であれば、費用対効果は100%です。市場価値を決めるパラメータはいくつかあると思いますので、それらを検討して、指標値というのを出せば中央知的財産研究所に対する理解も深まるのではないかと思います。

【中村】 ありがとうございます。

【安原】 いろいろご指摘いただいてありがとうございます。ただ、1つだけ申し上げますと、少し人数が多くなっているという理由は、もともと特許の研究会が大淵先生の研究会と高林先生の研究会と2つあったんですが、その大淵先生が倒れてしまわれて、2つの研究会を1つにくっつけてしまったものですから、何か少し大きくなってしまった。2つあった、そういう経緯がありました。そこはまた今後運営会議のほうでまた検討していかなきゃいけないかなと思っております。ご指摘いろいろありがとうございます。

【木下】 中央知的財産研究所として、なじむかわかりませんが、これだけいろんなことを研究しているのですから、何か新しい知財の問題が起きたとか、テーマがあったときに、例えば中央知的財産研究所で、記者会見みたいなのを開けないのかなと思います。昔は、弁理士会は、そういう広報が非常に下手で、なかなかやっていなかったんですが、いつのころからか、私が会長をつとめていたときには、記者を呼んで、発表しました。そういう意味では、何か新しい知財制度の問題があったときに、専門家として、だれが呼ばれるかといったら、中央知的財産研究所から

呼ばれるという形がとれると、中央知的財産研究所としても、長年やってきた価値が出てくるのではないかと思います。

15年やっていて、もっとトピック的なものもやり、そのトピックが世の中で取り上げられたら、中央知的財産研究所に聞けば、研究しているからすぐわかるよとかいうものができるといいなと思います。現実には、なかなか難しいかもしれませんが、形としてはそんなこともできればと思います。

【中村】 ありがとうございます。そろそろ時間も終わりに近づいてきたんですけども、何か言い残したことなどがある先生は、ご発言をお願いします。

【小池】 今、木下先生の案はいい案だと思うんですよ。ただ、私たちのときはやったんですよ。そのときには、経産省詰めの記者団、それから法務省詰めの記者団というのがいるんですね。記者クラブですか。そういうところへ声をかけますと、寄ってきてくれるんですよ。多いときは30人以上の記者が来てくれます。中央知的財産研究所で1回何かそういう問題があったので、中央知的財産研究所のメンバーを出したら、あなたは弁理士さんですかというから、大学の先生ですということで、弁理士会でやるときは、できるかぎりテーマによって弁理士が答えるという形、あるいは研究所の研究員が答えるという形を明確にしておけば、木下さんのスタイルでやってもうまく動くんじゃないかなという気がしますね。

【中村】 ありがとうございます。ほかに何かご意見等ある先生はいらっしゃいませんか。それでは先生方、お忙しいところ、座談会にご出席いただいて、大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。15年、16年たつて、所長経験者の先生方から、いろいろ温かい励ましの言葉や、ためになるご意見をいただいて、中には地味に長くやればそれでいいと、それが価値があるんだということをおっしゃっていただいて、非常に心強く思っております。今後ともぜひ中央知的財産研究所の活動にご協力いただけますように、よろしく申し上げます。本日はほんとうにありがとうございます。

— 了 —